

越前町通学支援補助制度のご案内



令和4年度より、通学支援補助制度が変わりました。



主な変更点

- ① 申請者の負担額
- ② 丹生高校生が購入する通学定期券購入費用を全額補助
- ③ 補助申請は全券種定期券購入後（申請受付は4月より開始）

対象者

越前町に在住し、高校等への通学のために定期券を購入した生徒(※)の保護者で町税の滞納がない方
町外から丹生高校に通うために定期券を購入した生徒の保護者

(※)ここでいう生徒は、令和5年4月2日時点において18歳未満で申請時に町内に居住する高校生をいう。

補助額の算出方法

バス・電車の定期券購入額から5,000円/月を控除した額の6割を補助します。(※1)(※2)

(例)福鉄バス150,000円(年間券)と福鉄電車100,000円(6ヶ月券×2)を購入した場合の補助額
(150,000円+100,000円-5,000円×12ヶ月)×6/10 = 114,000円(補助額)

丹生高校生の場合

【町内生徒】 通学するために購入した通学定期券の費用の全額を補助します。(※1)(※2)

【町外生徒】 ” 3割を補助します。(※1)(※2)

補助対象路線

路線バス：福鉄バス・京福バス

鉄道：福井鉄道・えちぜん鉄道・JR(※3)

申請方法

ステップ1 通学に必要な定期券を購入してください。

(令和5年度補助制度の対象となる定期の期間は令和5年4月～6年3月になります)

ステップ2 「越前町通学支援補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、購入した定期券の写し、生徒証の写し(新1年生は合格通知書の写し)、振込先口座が分かる通帳の写しを添えて、企画振興課(役場2階)または各住民サービス室に提出してください。

(※1) 算出した補助額に100円未満の金額がある場合は切捨てとします。

(※2) 1ヶ月定期や1学期定期など1年未満の定期券を購入した場合の補助額は、同区間の年間定期券価格×購入月数/12を定期券購入額として算出します。

(※3) JR定期券は指定する学校のみ補助対象となります。

(※4) 本制度を利用して購入した定期券の払戻しを希望する場合は、事前に企画振興課までご連絡ください。補助相当額を返金していただくこととなります。

問い合わせ先：企画振興課 0778-34-8702